六　日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関すること。
七　日本年金機構が天災その他の事由により厚生労働大臣から委任された権限に係る事務及び委託された事務を行うことが困難又は不適当となった場合における当該権限の行使及び当該事務の執行に関すること。
八　前六号に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関すること。

（年金調整課の所掌事務）

第七百十条の二の三　年金調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　社会保険労務士に関すること（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第二第二号1に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。
二　年金委員に関すること。
三　政府が管掌する国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること。
四　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の二第一項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関すること。
五　国民年金法第百九条の三第一項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第三項の規定による情報提供に関すること。
六　政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関すること。

（年金管理課の所掌事務）

第七百十条の二の四　年金管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可に関すること。
二　日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可に関すること。
三　日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関すること。
四　日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること。
五　日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関すること。
六　日本年金機構が天災その他の事由により厚生労働大臣から委任された権限に係る事務及び委託された事務を行うことが困難又は不適当となった場合における当該権限の行使及び当該事務の執行に関すること。
七　前六号に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関すること。
八　社会保険労務士に関すること（社会保険労務士法別表第二第二号1に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。
九　年金委員に関すること。
十　政府が管掌する国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること。
十一　国民年金法第百九条の二第一項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関すること。
十二　国民年金法第百九条の三第一項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第三項の規定による情報提供に関すること。
十三　政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関すること。

第七百十条の三の第一号中「及び企画調整課」を「、企画調整課、年金指導課、年金調整課及び年金管理課」に改め、同条第九号中「医療指導課」を「医療課」に改める。

第七百十条の四の見出し及び同条第一項中「医療指導課」を「医療課」に改め、同項第二号中「政府が管掌する」を削り、同条第二項中「医療指導課」を「医療課」に改め、同項第二号ハ中「政府が管掌する」を削る。

第七百十条の七第三号中「政府が管掌する」を削る。

第七百十条の九第一項中「医療指導課」を「医療課」に改める。

第七百二十七条第一項中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加える。

第七百二十七条の三第一項を次のように改める。

保険年金課に、上席社会保険監査指導官二人（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局にあっては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとし、東海北陸厚生局及び九州厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

第七百三十五条の二第一項第三号中「政府が管掌する」を削る。

第七百三十八条中「並びに」を「、第七百十条の二の四並びに」に改め、同条第三号中「政府が管掌する」を削る。

第七百三十九条の二を次のように改める。

（支局の総務管理官）

第七百三十九条の二　支局に、総務管理官一人を置く。

2　総務管理官は、命を受けて、支局の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第七百三十九条の二の次に次の一条を加える。

（支局の指導総括管理官）

第七百三十九条の三　支局に、指導総括管理官一人を置く。

2　指導総括管理官は、命を受けて、支局の所掌事務（管理課、医療課、指導監査課及び分室（第七百五十一条の二に規定するものに限る。）の所掌に属するものに限る。）に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第七百四十条中「企画調整課」を「企画調整課　年金管理課」に、「医療指導課」を「医療課」に改める。

第七百四十一条の二の次に次の一条を加える。

（年金管理課の所掌事務）

第七百四十一条の三　年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務をつかさどる。

第七百四十五条の二第一号中「企画調整課」の下に「、年金管理課」を加える。

第七百四十五条の三の見出し中「医療指導課」を「医療課」に改め、同条中「医療指導課」を「医療課」に改め、「政府が管掌する」を削る。

第七百四十五条の四第三号及び第七百五十一条の二第一項第三号中「政府が管掌する」を削る。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　中央労働委員会事務局

第二章第一節を削る。

「第二節　中央労働委員会事務局」を削る。

第二章中第八百七十六条を第七百九十五条とし、第八百七十七条から第八百七十九条までを八十一条ずつ繰り上げる。

第三章中第八百八十条を第七百九十九条とする。

第四章第八百八十一条中「（社会保険大学校、社会保険業務センター及び地方社会保険事務局については社会保険庁長官）」を削り、同章中同条を第八百条とし、第八百八十二条を第八百一条とする。

第八百八十三条中「関東信越厚生局企画調整課」、「東海北陸厚生局企画調整課」、「近畿厚生局企画調整課」及び「九州厚生局企画調整課」を削り、同条を第八百二条とする。

附則中第十二項から第二十二項までを削り、第十項及び第十一項を次のように改める。

（地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

10　地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務（年金指導課にあっては、第七百十条の二の二各号に掲げる事務）のほか、社会保険庁の廃止に伴う残務を処理するために必要な期間、当該残務の処理に関する事務をつかさどる。